

議案第16号

大野市へき地・小規模教育研究会補助金交付要綱の一部改正案

令和5年3月27日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市内のへき地及び小規模学級保有校における教育の充実及び発展を継続して図るため

大野市教育委員会告示第 号

大野市へき地・小規模教育研究会補助金交付要綱（令和元年教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。